社会保険労務士事務所 オフィス つむぐ

事務所便り

社会保険労務士事務所 オフィス つむぐ

連絡先: 〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 1-12-2

電話: 03-5357-1572

e-mail: info@officetsumugu.com

「令和7年版 労働経済白書」が公表されました

厚生労働省は「令和7年版 労働経済の分析」(労働経済白書)を公表しました。労働経済白書は、一般経済や雇用、労働時間などの現状や課題について、統計データを活用して分析する報告書です。今回の白書の主なポイントをご紹介します。

◆労働経済の推移と特徴

2024年の雇用情勢は昨年に続き改善し、失業率や求人倍率は横ばいでした。労働力人口や就業者数は過去最高を記録し、現金給与総額は4年連続で増加、実質賃金も一般・パートともにマイナスを脱しました。

◆持続的な経済成長に向けた課題

日本では 1990 年代以降、実質労働生産性の実質 G D P 成長率への寄与が低下しています。無形資産投資、特に非製造業のソフトウェア投資が米欧に比べて低迷しており、A I やソフトウェアによる業務効率化、省力化が急務です。 医療・福祉・サービス業など、高齢化で需要が増える分野の生産性向上も重要課題です。

◆社会インフラを支える職業の人材確保に向けて

医療・福祉、保安、運輸、販売など生活に直結する職業(社会インフラ関連職)の人材不足は経済活動に影響します。これらの職種を支えるため、スキルや経験に応じて段階的に賃金が上がる「キャリアラダー」の導入が必要です。

◆企業と労働者の関係性の変化や労働者の意識変化に対応した雇用管理

転職者が増え、生え抜き社員の割合は減少しています。若年層ほど賃金や自己成長を重視し、働きやすい職場への継続就業希望が高い傾向があります。企業は賃金や福利厚生だけでなく、賃金以外の労働条件の改善や働きやすい職場環境整備など、多様な働き方を可能とする柔軟な雇用管理を行うことが重要です。

【厚生労働省「「令和7年版 労働経済の分析」を公表します」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63870.html

協会けんぽの手続きに電子申請が導入されます

◆電子申請の導入

9月10日、協会けんぽは、電子申請サイトの開設と「けんぽアプリ」のリリースを行い、マイナンバーカードを利用して本人確認のうえ、手続きを行う仕組みを準備中であると公表しました。

◆電子申請による手続きイメージ

資料によれば、傷病手当金や出産手当金、出産育児金、高額療養費などの申請書が対象となっています。マイナ保険証を持っていない被保険者向けに紙の保険証に代わって発行される資格確認書の交付申請書も、対象となっています。

手続きフローとしては、協会ホームページまたは「けんぱアプリ」から電子申請サイトにログインして希望する申請書を選択し、申請情報を入力の上、必要な添付書類は電子ファイルでアップロードするというものが示されています。審査に関する通知もシステム上で行われ、確認画面にステータスを表示することとなっています。

ただし、示されているのは被保険者自身が手続きを行うフローのみのため、会社の担当者や手続きの委託を受ける社会保険労務士がどのように手続きを行うのかは、現時点で明らかにされていません。

◆いつから導入される?

資料によれば、令和8年1月からのサービス開始が予定されており、電子申請のほかに健康づくりに関するコンテンツ配信などが予定されています。

その後、検証の上、令和 10 年 1 月には「健診予約」や「デジタルな健康手帳」等、加入者の利便性向上に資するプッシュ型の機能の実装と入社と同時に自動的にアプリをインストールするような仕組みを構築するとされていますが、あくまで構想とされています。

【全国健康保険協会「第 137 回全国健康保険協会運営委員会資料】

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat720/r07/002/250910/

協会けんぽ DX について(電子申請、けんぽアプリ)

2025091009.pdf

リ・スキリング等教育訓練支援融資が開始されます

厚生労働省は、「リ・スキリング等教育訓練支援融資」を開始すると発表しました。スキルアップ等を目指す人が生活面の不安なく訓練を受けることができるよう、「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費」を融資するもので、訓練を修了した人が一定の要件を満たした場合、債務残高の返済が一部免除されます。

◆融資対象者(抜粋)

- ・ハローワークに求職の申し込みをしていること
- ・雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- ・労働の意思と能力があること
- ・職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
- ・過去に3年以上の就業経験があること
- ・キャリアコンサルティングを受けて、ジョブ・カードを作成していること
- ・融資申込時に18歳以上、融資開始時に66歳未満であること

◆対象となる教育訓練

- (1) 訓練期間が1カ月以上4年以内のもの
- (2) 以下のいずれかに当てはまるもの
 - 1. 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校または各種学校が提供する教育訓練
 - 2. 厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を実施している法人等が提供する教育訓練
 - 3. 求職者支援訓練または公共職業訓練等

◆返済の一部免除

- ・融資申込時点での融資対象者本人の年収が500万円未満であること
- ・求職者支援訓練、公共職業訓練または教育訓練給付金の指定講座を修了すること
- ・訓練終了日の翌日から1年以内に雇用保険被保険者として就職し、1年以上継続的に雇用されること
- ・訓練修了後の賃金が訓練開始前の賃金と比較して5%以上上昇していること

◆融資内容

- ·実施機関: 労働金庫
- ・上限額: 教育訓練費用として年間 120 万円、生活費として年間 120 万円(最大 2年間分)
- ・融資利率:年利率:2%(固定金利、信用保証率年0.5%を含む)

企業が申請できるものではありませんが、今後、この融資を利用中の求職者の面接をすることもあるかもしれないので知っておくとよいでしょう。

【厚生労働省「リ・スキリング等教育訓練支援融資」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/reskillingtou_shienyushi.html

外国人労働者に人事・労務を説明する際に役立つ支援ツール

日本の法制度や雇用慣行は外国人労働者にとっては馴染みのないことも少なくありません。そのため、厚生労働省から、職場のルールを理由や背景も含めて説明し、理解を深めてもらうことを目的とした支援ツールが出されています。

◆『外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集』

採用、賃金、労働時間といった9つのテーマをあげ、雇用管理で実際に想定される場面ごとに、①外国人社員に説明する前に読んで理解しておくとよいポイント、②実際に外国人の方にそのまま話したり見せたりできるよう「やさしい日本語」による説明の例が紹介されています。例えば、採用後に労働者が提出する書類について、「日本では、あなたに代わって会社が税金や保険の計算をします。あなたのためにしますから、必要な情報を会社に教えてください。」とルビつきで示されています。

◆雇用管理に役立つ多言語用語集

人事・労務の場面でよく使用する労働関係、社会保険関係の用語約 420 語について、定義・例文を検索できる用語集です。やさしい日本語のほか、9 言語(英語、韓国語、中国語(簡・繁)、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、ミャンマー語、モンゴル語)に対応しています。

就業規則などを外国人労働者に説明する際、理解が難しそうな用語などを検索して、翻訳を提示したり、外国人社員本人が、人事・労務用語の入社前の学習や辞書として活用したりすることが想定されています。

◆モデル就業規則ほか

厚生労働省のモデル就業規則は外国語版も出されています。そのほか、日本国内で働く外国人の方に向けた「労働条件ハンドブック」や外国人労働者の労災防止に役立つ教材、資料も整備されています。

【厚生労働省「外国人の方に人事・労務を説明する際にお困りではないですか?」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu.html

【厚生労働省「外国人労働者の安全衛生管理」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html

11月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出〈前月以降に採用した労働者がいる場合〉 [公共職業安定所]

17日

○ 所得税の予定納税額の減額承認申請書 <10 月 31 日の現況>の提出「税務署]

12月1日

- 個人事業税の納付 <第2期分> [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付〈第2期分〉「郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出「年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

【当事務所よりひとこと】

あっという間に11月です。少し更新が滞ってしまっておりました。

今年は酷暑の日々が長く、秋が短いように感じました。例年よりインフルエンザの流行入りも早いようです。基本的な手洗い、 うがい等、感染症対策をしっかりしていきたいです。

11月の事務所だよりをお届けします。

今月は、「令和7年版労働経済白書の公表」、「協会けんぽ手続きの電子申請導入について」、「リ・スキリング等教育訓練支援融資の開始について」、「外国人労働者の方への人事・労務説明の際のお役立ち支援ツールについて」になります。 お読みいただけますと幸いにございます。

皆さまのお役に立つことができますよう尽力してまいる所存です。

引き続きご指導ご鞭撻のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。